

～婚姻（養子縁組）にともなう手続きについて～

婚姻（養子縁組）届を提出された方については、次の手続きが必要になる場合がありますので、ご自身で該当するものを確認の上、担当窓口にて手続き・お問い合わせ等してください。必要な手続きを行いませんと、手当や医療費助成等が受給できない場合がありますのでご注意ください。

なお、手続きによっては、ご本人確認が必要な場合があります。

受付時間 平日 8:30～17:00（木曜日のみ 20:00 まで。ただし、 印の窓口を除きます。）

項目	担当窓口	備考
住民基本台帳カード	1階 番 市民課	氏に変更となった場合は手続きが必要です。住民基本台帳カードをお持ちください。
住民票の異動 世帯主の変更	1階 番 市民課	住所の変更や世帯主を変更するためには手続きが必要です。
印鑑登録		登録印がお届け前の氏で登録してあって、氏に変更となった場合は、新たに印鑑登録が必要です。印鑑登録証（おうめ市民カード）と新たに登録する印鑑をお持ちください。
青梅市国民健康保険に 加入している方	1階 番 市民課	保険証の住所変更や氏名の変更等が必要な場合は保険証をお持ちください。
	1階 番 保険年金課	各種認定証の住所変更や氏名の変更等が必要な方は担当窓口にお問い合わせください。
年金を受給している方	1階 番 保険年金課	年金事務所等での手続きになります。 詳しくは担当窓口にお問い合わせください。
後期高齢者医療制度に 加入している方	1階 番 保険年金課	保険証や各種認定証の住所変更や氏名の変更が必要な方は担当窓口にお問い合わせください。
社会保険等に加入して いる方	ご加入中の健康保険組合等にお問い合わせください。	
介護保険証をお持ちの 方で要介護認定を受けて いる方	1階 番 高齢介護課	氏・住所が変更になる場合、介護保険証、負担限度額認定証（交付を受けている場合）の記載事項の変更手続き等が必要です。
障害者手帳をお持ちの 方	1階 番 障がい者福祉課	身体障害者手帳、愛の手帳、精神保健福祉手帳をお持ちの方は氏名・住所変更の手続きが必要です。
		特別障害者手当や特別児童扶養手当、東京都重度心身障害者手当等、障害に関する手当の受給者は、氏名・住所変更の手続きが必要です。
		障害福祉サービス、地域生活支援事業受給者証をお持ちの方は、氏名・住所変更の手続きが必要です。

（裏面に続きます）

項目	担当窓口	備考
各種医療費助成の医療券や受給者証をお持ちの方	1階 番 障がい者福祉課	障（心身障害者医療費助成）の受給者証をお持ちの方は、氏名・住所・保険変更の手続きが必要です。
		都医療券(難病および人工透析を必要とする腎不全、血友病、小児精神入院助成に関するもの)の氏名・住所変更の手続きが必要です。
		自立支援医療(精神通院および更生医療)受給者証の氏名・住所変更の手続きが必要です。
	1階 番 子育て推進課	自立支援医療(育成医療)受給者証の氏名・住所変更の手続きが必要です。 乳(乳幼児医療費助成)子(義務教育就学児医療費助成)の氏名・住所・保護者変更等が必要な場合があります。親(ひとり親家庭等医療費助成)の受給等詳しくは担当窓口にお問い合わせください。
	健康センター 健康課	都医療券(大気汚染関連疾病および小児慢性疾患に関するもの)の氏名・住所変更の手続きが必要です。
お子さんに関する手当を受けている方	1階 番 子育て推進課	子ども手当の氏名・住所・受給者変更が必要な場合があります。児童扶養手当、児童育成手当の受給等、詳しくは担当窓口にお問い合わせください。
保育園・学童保育所をご利用の方		家族構成や氏名、住所が変わったときは手続きが必要です。
バイク(125cc以下)・軽自動車等をお持ちの方	1階 番 市民税課	担当窓口にお問い合わせください。
市立小・中学校に通学している方	3階 307番 教育委員会 総務課	住所変更により学区が変わる場合は、転校または指定校変更の手続きが必要です。
就学援助費、奨学金等を受けている方		氏や住所が変更となった場合に手続きが必要です。就学援助費を受けている方で世帯構成が変更になった場合は手続きが必要です。
青梅市墓地公園を使用されている方	3階 303番 環境政策課	氏に変更となった場合は手続きが必要です。担当窓口にお問い合わせください。
市営住宅にお住まいの方	5階 505番 住宅課	氏に変更となった場合、世帯員が変更となった場合に手続きが必要です。
水道契約の名義変更		水道の契約者の方の氏に変更となった場合、手続きが必要です。詳しくは多摩お客さまセンター(0570-091-100または042-548-5100)にお問い合わせください。